

回 覧

■ 鬼石振興課からのお知らせ ■

国民健康保険に加入されている方へ

高額療養費の支給手続きについてのお知らせです



左のはがきが届いた方が対象になります。このはがきは該当月の病院で支払った額が限度額[※]を超えた方に届きます。

※限度額とは世帯の所得に応じて決められた区分のことです。

必要なもの

- ・ はがき
- ・ はんこ
- ・ 領収書
- ・ 保険証
- ・ 世帯主名義の通帳（初めて申請される方）

この手続きは、はがきが届いてから**2年間有効**です。

はがきに**記載された日付以降**にお越しくください。

不明な点は下記までお問合せください。

鬼石振興課 鬼石住民係 電話番号：0274-52-3111（代表）